

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	15	予算内示会の場の検討	
区分	A		
関連条例内容	<p>(市長の提案説明)</p> <p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討</p> <p>(4) 市民参画の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 亀山市総合計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>		<p>2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。</p>
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会の場以外の検討や議場の利用等について検討 		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年まで、予算内示会は全員協議会終了後開催しており、会議の位置付けが不明確であった。 ・ 内示会の招集者は？ ・ 平成25年2月からは、全員協議会において、市長報告の一つとして当初予算の説明を受けている。 ・ 平成24年3月、予算決算委員会を設置した。 ・ 全員協議会規程の中で、協議事項として「議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするもの」と規定している。 ・ 市長が提案する重要な政策について、その定義が整理された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算内示会の位置付けが不確定なため予算決算委員会で対応できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・ 方向性の確認後、内示会の運営方法について議会運営委員会で対応。 ・ 第7回議会改革推進会議にて予算決算委員会を活用することを了承。 ・ 平成25年12月18日の予算決算委員会において、予算決算委員会内規の一部改正を行い、委員会に理事会を設置して検討することとした。

亀山市議会予算決算委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、予算決算委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査する議案)

第2条 委員会は、予算議案、決算議案、基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案等の審査を行うものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、議長を除く議員21人で構成するものとする。

(分科会の設置)

第4条 亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）第96条の規定により、委員会に分科会を置く。

2 分科会の名称及び所管は次のとおりとする。

分科会名称	所 管
総務分科会	総務委員会の所管に関するもの
教育民生分科会	教育民生委員会の所管に関するもの
産業建設分科会	産業建設委員会の所管に関するもの

(分科会の所属)

第5条 委員の分科会の所属は、委員が所属する常任委員会と同一とする。

(会長及び副会長)

第6条 分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ所管の常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行うものとする。

(審査)

第7条 各会計の当初予算及び決算並びに基本構想及び基本構想に基づく基本計画に係る議案の審査は、委員会における審査（以下「全体審査」という。）により行うものとする。

2 全体審査については、議案の説明を受けた後、総括質疑、個別質疑の順に質疑を行い、委員間の自由討議及び討論を経て表決を採るものとする。

- 3 各会計の補正予算に係る議案の審査は、委員会において各分科会へ分担し、各分科会における審査（以下「分科会審査」という。）により行うものとする。
- 4 分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議を行うものとする。
- 5 各分科会の会長は、議案の審査が終了したときは、審査経過の報告書を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において報告するものとする。
- 6 委員会では、各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議及び討論を経て、表決を採るものとする。ただし、質疑については、各分科会の会長から報告があった部分（審査の経過）のみ質疑することとし、議案の内容には及ばないものとする。

（理事会の設置）

第8条 委員会及び分科会の運営に関する次の事項について協議又は調整を行うため、委員会に理事会を置く。

- (1) 議案の審査又は調査の日程等に関する事項
- (2) 総括質疑等の実施の有無及び質疑者の順序、質疑時間等に関する事項
- (3) 付託議案の取扱いに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項

- 2 理事会は、委員会の委員長及び副委員長並びに理事で構成する。
- 3 理事は、委員会の委員長又は副委員長の属する会派以外の各会派から1人を選出する。
- 4 理事会は、委員会の委員長が招集し、会議を主宰する。
- 5 理事会は、構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 理事会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（審査結果の報告）

第9条 委員会の審査結果については、委員長が本会議において報告するものとする。

（その他）

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年12月18日から施行する。